

災害時における電気設備に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎県電業協会（以下「乙」という。）は、災害時における電気設備の応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における電気設備の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（支援要請の範囲）

第2条 乙は、県内で災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し又はその発生するおそれがある場合において、甲から協力の要請があったときに支援を行うものとし、その範囲は以下のとおりとする。

- （1）災害時に拠点となる公共施設及び避難所等の電気設備の機能確保
- （2）被災状況の調査、報告
- （3）電気工事機材及び労力の提供
- （4）その他必要と認める業務

（支援協力の要請手続）

第3条 甲は、被災地域の市町村から応急対策業務について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、様式第1号に定める文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要し、これによろいとまがない場合は、電話等により要請を行い、事後において、速やかに文書を交付するものとする。

（報告）

第4条 乙は、応急対策業務を実施したときは、様式第2号に定める実績報告書により、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が行う応急対策業務において発生した実費については、原則として要請を行った市町村が負担するものとする。ただし、県有施設については、甲が負担するものとする。

2 実費の内容については、別途協議の上、定めるものとする。

（連絡体制）

第6条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理課、乙においては宮崎県電業協会事務局とする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて応急対策業務に従事し、負傷等により損害を受けた者に対する補償は、労働災害に係る関係法令により対応するものとする。

(協議)

第8条 この協定に関し必要な事項は、甲乙協議の上、定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

(有効期限)

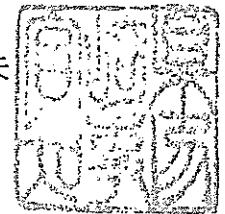
第9条 この協定は、締結の日から1年間効力を生じるものとし、甲、乙が文書をもって有効期間満了日1箇月前までに協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成20年7月31日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事

東国原 英夫



乙 宮崎県電業協会
会長

岸田 進喜

